生会社に対する債権及び更生会社のワシ興産に対する債権を、それぞれ権利変更後の金額により対当額にて相殺し、相殺後なお残る弁済額のみを弁済する。なお、前記⑴③による株式の発行については、分割新会社とワシ興産（この更生会社についての新設分割設立株式会社を含む。）との間で合理的かつ衡平な方法で、権利の譲渡又は放棄等による処分ができるものとする。

第４節　権利の変更及び弁済方法に関するその他の事項

１　弁済の場所等

更生計画による弁済は、弁済時における更生会社又は分割新会社の本店所在地において行う。

債権者が同債権者名義の銀行口座等（日本国内の本支店の口座に限る。）への振込を求めたときはその指定に従い、振込費用は更生会社又は分割新会社の負担とする。

更生会社又は分割新会社が、弁済額に対して源泉徴収又は特別徴収をすべき債権については、当該源泉徴収等をした上で、残額を交付ないし送金する。

２　放棄・取下げ債権の取扱い

更生計画案提出日以降、更生担保権又は更生債権の放棄又は取下げがなされたときは、当該更生債権等に係る更生計画による権利の変更及び弁済方法の定めは、残債権額を基準として行う。

３　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始日以降、更生担保権又は更生債権の全部又は一部の譲渡・移転（包括承継を含む。）がなされたとき（以下「債権譲渡等」という。）は、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めとの関係では、債権譲渡等が行われる前の債権額を基準として更生計画の定めを適用するものとし、同定めの適用の結果により発生する免除額は、以下の算式により債権譲渡等をした者と当該債権譲渡等を受けた者とに配賦する。

ア　債権譲渡等をした者が受ける免除額配賦額＝免除額×（債権譲渡等をする前の債権額－債権譲渡等をした額）÷債権譲渡等をする前の債権額

イ　債権譲渡等を受けた者が受ける免除額配賦額＝免除額－債権譲渡等をした者が受ける免除額配賦額

なお、更生計画認可決定後から更生手続終結までの間に債権譲渡等をした債権者は、管財人に対して、当該譲渡に係る更生債権等について届出名義変更の手続を行わなければならない。

４　端数処理

本文中に別途定める場合を除き、更生債権の本章第３節２に定める権利の変更において生じる免除後の更生債権額及び前項「債権譲渡等の取扱い」における債権譲渡等をした者が受ける免除額配賦額の１円未満の端数又は１セント未満の端数は、これを切り上げる。

第４章　債権調査手続未了の届出更生債権等の取扱い

債権調査手続未了の届出更生債権等については、当該届出更生債権等が債権調査手続を経て確定した場合には、確定した更生担保権については第３章第１節２の定めを、確定した優先的更生債権については同章第２節２⑵の定めを、確定した一般更生債権については更生債権の内容に応じて、第３章第３節２⑴及び⑵の定めをそれぞれ適用して権利変更を行い、当該確定日から１ヶ月を経過する日と第３章第３節２⑴及び⑵に定める各弁済期のいずれか遅い日までにそれぞれ弁済を実施するものとする。

第５章　担保権の措置等

第１節　担保権の措置

１　存続する担保権

⑴　不動産に係る担保権

①　別表６－１「存続する担保権一覧表（不動産）」記載の担保権は、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続し、同表の根抵当権が担保すべき元本は、更生計画認可決定時に同欄記載の額に確定する。

②　前記①の同表記載の根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権元本確定登記に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。なお、後記④の根抵当権抹消登記手続をするときまでに、本号の措置が未了の場合には、管財人は本号の措置を省略して、後記④の根抵当権の抹消登記手続を求めることができる。

③　前記①の同表記載の担保権は、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済されたときに消滅する。

④　前記①の同表記載の各担保権の担保権者は、前記③の条件が成就したときは、当該担保権の設定登記の抹消登記手続をする。同担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

⑵　機械・器具に係る担保権

①　別表６－２「存続する担保権一覧表（機械・器具）」記載の譲渡担保権（以下、本項において「本件譲渡担保権」という。）は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

②　本件譲渡担保権は、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済されたときに消滅する。

③　前記②により消滅した本件譲渡担保権の担保権者は、速やかに当該担保権の設定登記（動産譲渡登記）の抹消登記手続をするものとし、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記（動産譲渡登記）の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

⑶　預金に係る担保権

①　別表６－３「存続する担保権一覧表（預金）」記載の担保権は、更生手続開始当時は受取手形を目的とする商事留置権であったものが、その後の取立てにより預金に対する商事留置権となったものであるところ、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

②　前記①の同表記載の商事留置権を有する者が、同表記載の預金口座における取立金を留置するときは、その取立金を管財人へ返還することをもって当該手形の返還がなされたものとみなす。

⑷　リース物件に係る担保権

①　別表６－４「存続する担保権一覧表（リース）」記載のリースに係る担保権については、同表の「期間満了日」欄記載のリース契約の期間満了日までは、同表の「新しい債権額」欄記載の金額の限度で存続する。

②　管財人（更生手続終結後は更生会社。以下、本項において同じ。）又は当該リース物件の転貸を受けた者は、前記①のリース契約の期間満了日までは引き続き当該リース物件を使用することができる。

③　管財人は、前記①のリース契約の期間満了日において、約定に基づき再リース契約の締結、当該リース物件の返却、及び、当該リース物件の買取の申出をすることができる。当該担保権者は、管財人から当該リース物件の返却の申出がある場合には、当該担保権者の責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。

④　リース物件に係る更生担保権について、第３章第１節２の定めに基づく弁済が完了したときは、リースに係る担保権は消滅し、リース期間満了まで当該担保権者は、当該リース物件を引き揚げることができない。この場合、当該担保権者は、管財人の同意を得て当該リース物件の所有権を無償で更生会社に譲渡することができる。